

○東北大学基金研究者育成支援基金取扱細則

令和2年9月29日

理事（社会連携・震災復興推進担当）裁定

（趣旨）

第1条 この細則は、東北大学基金研究者育成支援基金の設置及びその取扱いについて定めるものとする。

（設置）

第2条 国立大学法人東北大学基金管理運営規程（平成20年規第47号。以下「規程」という。）

第5条第2項の規定に基づく東北大学基金の特定基金として、東北大学基金研究者育成支援基金（以下「研究者育成支援基金」という。）を置く。

（目的）

第3条 研究者育成支援基金は、研究助成又は研究者としての能力向上のため、次に掲げる対象者に対して、次条各号に掲げる事業の用に供することにより、研究支援を行うことを目的とする。

一 本学の学生

二 博士の学位を取得した者又は博士課程科目修了生（他の大学等におけるこれに相当する者を含む。）のうち、本学に任期を定めて採用され、研究業務に従事している者（教授、准教授、講師、助教又は助手として採用されている者を除く。）

（事業）

第4条 研究者育成支援基金は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業の用に供するものとする。

一 前条各号に掲げる対象者が公募により選定されて参加する研究に関するプロジェクトにおいて、その者が自立した研究者として行う研究活動に要する費用を負担する事業

二 論文の刊行に要する費用、学会等への参加に要する旅費その他の費用で研究活動の成果を発表するために必要なものを負担する事業

三 前条各号に掲げる対象者（同条第1号に掲げる者にあつては、大学院学生に限る。）の専門とする分野に係る研究者としての能力及び資質の向上を主たる目的として、異分野の研究者との交流その他の他の研究者又は実務経験を有する者との交流を促進する事業

（構成）

第5条 研究者育成支援基金は、第3条に定める目的を寄附目的とする寄附をもって構成する。

（寄附金の使途の変更禁止）

第6条 研究者育成支援基金に対し寄附がなされた寄附金の使途は、変更することができない。

（研究者育成支援基金の管理）

第7条 研究者育成支援基金の管理については、この細則によるもののほか、規程その他関係規則等により行うものとする。

2 研究者育成支援基金の管理は、他の寄附金と独立して行う。

（事務）

第8条 研究者育成支援基金の事務については、研究推進部と連携して、総務企画部において処理

する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、研究者育成支援基金に必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、令和2年10月1日から施行する。